



「測圖に基づき国土地理院承認(使用) R5.Hs.635」
この地図は、国土地理院長の承認を得て、国土地理院長の承認を得る場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。
第三者が勝手に複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

令和五年度 第六次樹立